

三豊総合病院企業団居宅介護支援事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、三豊総合病院企業団が開設する居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、居宅要介護者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し行わなければならない。
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し行うものとする。
 - 3 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供する居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行うものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(介護支援専門員と兼務)

管理者は、企業長の命を受けてその任に当たり、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第4条 業務日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 業務時間は、午前8時15分から午後5時00分までとする。
 - 3 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - (2) 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上、必要に応じて訪問するものとする。
- 2 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、1回当たり500円とする。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、観音寺市及び三豊市とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第7条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けたサービス等に対する利用者またはその家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第8条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 企業団は、事業所によるサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 企業団は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第 9 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための会議を定期的開催する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第 10 条 業務継続計画 (BCP) の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 11 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 介護支援専門員その他の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を遵守させる。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、企業長が定めるものとする。

附 則（平成 28 年 6 月 1 日企業管理規程第 4 号）

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 1 日企業管理規程第 9 号）

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日企業管理規程第 3 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日企業管理規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 1 日企業管理規程第 5 号）

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日企業管理規程第 2 号）

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日企業管理規程第 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日企業管理規程第 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。